

吹田市水道部設計等業務成績評定要領の運用基準

吹田市水道部設計等業務成績評定要領（令和４年３月３１日制定。以下「要領」という。）の運用基準は、次のとおりとする。

1 要領第５条関係

要領第５条の評定の方法は、大阪府が定める「大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査要領」及び「大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務成績評定要領」に基づき、業務ごとに以下の大阪府の成績評定書を準用して行うものとする。

(1) 設計等業務

土木設計業務成績評定書

建築・建築設備 設計業務成績評定書

(2) 工事監理の業務

工事監理業務成績評定書

附 則

この運用基準は、令和４年４月１日から施行する。